

財務省第13入札等監視委員会 定例会議の議事概要について

《問い合わせ先》
熊本国税局総務部会計課
代表:096-354-6171
(内線 2081)

平成24年度財務省第13入札等監視委員会第2回定例会議が、平成24年12月19日(水)に熊本国税局第2会議室において開催されましたので、その議事概要について公表いたします。
また、各部局が定例会議へ報告した審議対象期間に係る契約一覧表等について公表いたします。

財務省第13入札等監視委員会
平成24年度 第2回定例会議議事概要

開催日及び場所	平成24年12月19日(水) 熊本国税局第2会議室	
委員	委員	上拂 耕生 (熊本県立大学 総合管理学部 准教授)
	委員	大脇 成昭 (熊本大学 法学部 准教授)
	委員	成瀬 公博 (成瀬法律事務所・弁護士)
審議対象期間	平成24年7月1日(日) ~ 平成24年9月30日(日)	
抽出事案	4件	(備考)
競争入札(物品役務等)	1件	契約件名 : 郡元南住宅1号棟ほか2外壁改修その他工事(改24) 契約相手方 : 株式会社 クリエーション橋 契約金額 : 37,275,000円(税込) 契約締結日 : 平成24年9月26日 担当部局 : 九州財務局
競争入札(物品役務等)	1件	契約件名 : 大分税務署 1号館事務室改修ほか工事 契約相手方 : ANAI 株式会社 契約金額 : 29,400,000円(税込) 契約締結日 : 平成24年9月7日 担当部局 : 熊本国税局
競争入札(物品役務等)	1件	契約件名 : 熊本国税局ポリ塩化ビフェニル廃棄物(特別管理産業廃棄物)処理業務委託 契約相手方 : 日本環境安全事業 株式会社 北九州事業所 契約金額 : 59,064,600円(税込) 契約締結日 : 平成24年8月28日 担当部局 : 熊本国税局
競争入札(物品役務等)	1件	契約件名 : ミーティングテーブル等の購入 契約相手方 : 株式会社 ざまみダンボール 契約金額 : 1,942,500円(税込) 契約締結日 : 平成24年7月10日 担当部局 : 沖縄国税事務所
委員からの意見・質問、それに対する回答等	以下のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p>【事案1】 郡元南住宅1号棟ほか2外壁改修その他工事(改24)</p> <p>契約相手方：株式会社 クリエーション橋 契約金額：37,275,000円(税込) 契約締結日：平成24年9月26日 担当部局：九州財務局</p> <p>鹿児島市内と鹿屋市内の工事をまとめて発注したのはなぜか。</p> <p>民間マンションでいう長期修繕計画のようなものが合同宿舎でもあるのか。</p> <p>調査基準価格の算定で係数が出てくるが、これらの係数は固定のものか、それとも個別案件ごとに動くものか。</p> <p>各建物は建設後10年以上経っているが、外壁の状況は一般的に見て改修がやむを得ないような状況か。</p> <p>さび汁とか鉄筋爆裂等の原因は判明したのか。</p> <p>鉄筋爆裂分等は応急措置済みということであるが、応急措置の費用は今回の工事に含まれているのか。</p> <p>さび汁とか鉄筋爆裂等の原因次第では単なる外壁改修に止まらず、内部の補修まで必要なケースも出てくると思うが、その場合の補修費用の負担はどうなるのか。</p>	<p>工事をまとめて発注することによって、若干諸経費率等が安くなる可能性が高いことと、同じ鹿児島県内ということでまとめて発注した。</p> <p>合同宿舎維持整備計画を策定しており、それを基に翌年度の整備案件を概算要求し整備している。</p> <p>財務省から発出されている「予算決算及び会計令第85条の基準の運用方針等について」という通達において係数は定められている。</p> <p>宿舎により建築年度が違い一概には言えないが、年相応と考えている。</p> <p>業者から調査報告をもらうようになっているが、現在のところはそこまでいっていない。</p> <p>事前に別途応急措置を行っており、今回の工事には含まれていない。</p> <p>鉄筋にかなりひびが入っているとか、さびがずっと入っているとといったところまでは、今のところ想定していない。</p>
<p>【事案2】 大分税務署 1号館事務室改修ほか工事</p> <p>契約相手方：ANAI 株式会社 契約金額：29,400,000円(税込) 契約締結日：平成24年9月7日 担当部局：熊本国税局</p> <p>当初入札の落札不調の原因は、落札者の契約辞退とのことであるが、落札者が辞退した理由は何か。</p> <p>辞退したことについて落札業者に対して、何らかの制裁的なことはあったのか。 また、一般的に正当な理由なく辞退した場合は、何か制裁的なことはあるのか。</p> <p>入札参加資格の格付について、本来のDに加えてCを入れたことは、2回目の応札者はDが1者のみであった点などからも、競争性の確保や工事の適正な遂行の能力からも、結果的に妥当な判断だったと言えるが、1級上位を入れるという判断はどのように行うのか。 たとえば難しい工事の場合にはDでは応札者が少ないことを予測しているのか。</p> <p>入札参加資格の格付を全等級に広げることできるのか。</p> <p>当初入札において、予算決算及び会計令第99条の3に基づき、他の5者に対して随意契約を打診されているが、落札金額を提示した上で、交渉するのか。</p>	<p>落札者に確認したところ、開札日の午前中に、某市役所が公告した工事件件2件を落札し、現場代理人を常駐することができなくなったためとのことである。</p> <p>入札公告等に条件を付していないことから、特に罰則は付していない。 一般的にも、入札公告等に条件を付さなければ、制裁的なことを課することはできないと思われる。</p> <p>競争性の確保ということのみで1級上位を入れており、工事が難しいから、応札者が少ないのではないかとした予測まではしていない。</p> <p>財務省所管の建設工事等の契約に係る競争参加者資格審査事務等取扱要領第18条において、1級上位又は1級下位の等級の者を参加させることができるとしており、さらに、1級上位又は1級下位の等級に格付けされた者がいない場合には、2級上位の者を参加させることができるとしており、全等級に広げることができるとまではなっていない。</p> <p>落札金額は提示せず、あとどれ位下げられるか聴取し、契約できるかを判断している。</p>

意見・質問	回答
<p>【事案3】 熊本国税局ポリ塩化ビフェニル廃棄物(特別管理産業廃棄物)処理業務委託</p> <p>契約相手方：日本環境安全事業 株式会社 北九州事業所 契約金額：59,064,600円(税込) 契約締結日：平成24年8月28日 担当部局：熊本国税局</p> <p>処理委託の時期については、産廃物が一定量溜まったときに委託するのか、または、何年かに1回といった期間ごとに処理しているのか。</p> <p>PCBはかなり慎重な扱いが求められている分野であるとの印象があるが、処理までの保管にかかるコストも非常にかかるのではないのか。</p> <p>公的機関に行くと、このPCBの保管倉庫をよく見かけますが、すぐに処理してもらえず待たされるのか。</p> <p>この処理施設は法律によって設立されている特殊なものではあるが、民間事業者、国税局いずれにおいても価格交渉の余地はまったくないのか。</p> <p>今回処理の対象となった高濃度PCBのほかに、微量PCB汚染廃電機機器については、今から処理するのか。</p>	<p>何年に一回といった期間ごとの処理は行っていない。</p> <p>専用ドラム缶1缶を約5千円で購入し、専用ドラム缶への詰替え作業は専門業者へ約16万円で委託している。 なお、平成14年6月に保管倉庫を約40万円で建設しており、それ以外の維持費は特にかかっていない。</p> <p>九州においては、処理施設が北九州事業所にしかなく、かなり待たされている。 また、法律での処理期限は平成28年7月までであるが、処理が間に合わないことから、平成39年3月まで処理期限を延長する旨新聞報道で聞いている。</p> <p>中小企業者においては、中小企業者等軽減制度があるが、これ以外は処理施設のパンフレット等により公表されており、交渉の余地はない。</p> <p>微量PCBは今回処理の対象となったPCBと、取り扱いが違うことから、別途処理することとなる。</p>
<p>【事案4】 ミーティングテーブル等の購入</p> <p>契約相手方：株式会社ざまみダンボール 契約金額：1,942,500円(税込) 契約締結日：平成24年7月10日 担当部局：沖縄国税事務所</p> <p>本件は、3回の入札が不調に終わり、随意契約にすることとなったものであるが、4回目の入札を行う選択肢はなかったのか。</p> <p>随意契約の交渉においては、業者に対して契約金額を示したのか。</p> <p>インクジェットプリンタ等を調達しているが、仕様書においては調達物品のメーカーが指定されていない。調達側の要求としてメーカーを指定しないのか。</p> <p>入札の仕様書ではメーカー指定を行わないということだが、随意契約においてもこの点は同様か。</p> <p>競争参加資格を全等級にしているが、その根拠規定は何か。</p>	<p>3回目の入札を行う時点においては、入札参加者4社のうち3社がもうこれ以上価格を下げられないとして入札を辞退していたことから、3回目の入札は1社のみが参加することとなり、その後、この3回目の入札も不調に終わってしまった。</p> <p>4回目以降の入札においては、小刻みに金額を設定することで予定価格と限りなく近い金額で落札できる恐れがあったことから、担当者の判断により3回目までで入札を打ち切ったものである。</p> <p>本件では、最後まで辞退しなかった入札参加者に対し、より低価格で契約する意思があるか確認した上で、再度の見積りを依頼した。 この際、当所からは、契約金額は示していない。</p> <p>特定のメーカーを指定した調達も行っていない。</p> <p>同様である。</p> <p>「財務省所管の物品製造等の契約に係る競争参加資格者資格審査事務取扱要領」第16条第2項において、契約担当官等は、競争参加資格の選定にあたっては、資格等級を上下1等級拡大してもその等級に格付けされた者がいない場合は、必要に応じて上位等級の者を参加させることができると規定されている。 本件の場合、品目や納入先が広範囲であることなどから、競争参加者が少数になるとの危惧が払拭できなかった。そこで、当所では、資格等級を上下1等級拡大しても競争参加者が全くないといった点を確認することが困難な状況にもあったなか、いずれにしても可能な限り多数の競争参加者を募ることで競争性を確保することが本件入札では最も重要であると判断し、資格等級を全等級まで拡大したものである。</p>